

令和4年3月1日

お客さま 各位

加茂信用金庫

預金規定の改定について

平素より、加茂信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設、「残高のない未利用口座の自動解約」の取り扱いの開始および残高1万円未満の預金解約手続きにおける「印鑑レス化」に伴い、令和4年4月1日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

改定となる預金規定	①普通預金規定 ②貯蓄預金規定 ③納税準備預金規定
主な改定点	・「未利用口座管理手数料」の新設および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱開始により規定を改定しました。 【普通預金規定(通帳レス口座含む)・貯蓄預金規定】 ・少額残高(10,000円未満)口座の解約手続きにおける「印鑑レス化」に伴い、規定を改定しました。 【普通預金規定(通帳レス口座含む)・貯蓄預金規定・納税準備預金規定】
改正内容	・別紙、「各規定の新旧対照表」をご参照ください。
規定改定日	・令和4年4月1日(金)

以上

普通預金規定（無利息型普通預金を含む） 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>5. <u>（預金の払戻し）</u></p> <p><u>（2）前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>（3）前二項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>（4）～（5）略</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）～（3）略</p>
<p>1 1. <u>（反社会的勢力との取引拒絶）</u></p> <p>この預金口座は、第13条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>1 1. <u>（反社会的勢力との取引拒絶）</u></p> <p>この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>1 3. <u>（解約等）</u></p> <p><u>（2）前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>（3）～（6）略</u></p> <p><u>（7）本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（2）～（5）略</p> <p>（新設）</p>
<p>1 6. <u>（未利用口座および未利用口座管理手数料）</u></p> <p><u>（1）未利用口座の範囲</u></p> <p><u>最後に預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（当該普通預金利息の元本へ</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の組入れ、未利用口座の管理手数料の引落を除く)から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。

(2) 未利用口座管理手数料

- ① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。
- ② 未利用口座となった場合は、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を発送します。
未利用口座となってから3ヶ月間ご利用(預入れ、払戻し)がなく、かつ預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、「管理手数料」という。)をいただきます。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。
- ③ 未利用口座の残高が管理手数料以下のときは、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。
- ④ 解約された預金口座の再利用はできません。

(3) その他手数料

- ① この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

17. (規定の改定)

(新設)

(新設)

16. (規定の改定)

※上記は改定部分のみを記載しております。

貯蓄預金規定 新旧対照表

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) <u>前二項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>1 2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第13条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>1 2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>1 4. (解約等)</p> <p>(2) <u>前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p>	<p>1 4. (解約等)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>(新設)</p>
<p>1 7. (未利用口座および未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>未利用口座の範囲</u></p> <p><u>最後に預入れまたは払戻し等による口座残高の異動 (当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座の管理手数料の引</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>落を除く) から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p><u>(2) 未利用口座管理手数料</u></p> <p>① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。</p> <p>② 未利用口座となった場合は、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を発送します。</p> <p>未利用口座となってから3ヶ月間ご利用(預入れ、払戻し)がなく、かつ預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、「管理手数料」という。)をいただきます。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。</p> <p>③ 未利用口座の残高が管理手数料以下のときは、当該口座残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。</p> <p>④ 解約された預金口座の再利用はできません。</p> <p><u>(3) その他手数料</u></p> <p>① この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。</p> <p>② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>18. (規定の改定) 略</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>17. (規定の改定) 略</p>
--	--

※上記は改定部分のみを記載しております。

納税準備預金規定 新旧対照表

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(3) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) <u>前二項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>(5) ~ (6) 略</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第14条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(2) <u>前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>(新設)</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。